

東日本大震災に伴う法人県民税・法人事業税の 申告・納付等の期限延長に係る期日の指定について

- 茨城県では、東日本大震災の発生に伴い、茨城県全域を指定し、平成23年3月11日以降に到来する申告・納付等の期限の延長を行いました。
- 今般、国税における法人税の延長期限が平成23年7月29日と定められたことから、本県に申告・納付等していただく法人県民税・事業税の延長する期限につきましても平成23年7月29日とすることとしました。
- まだ申告・納付等がお済みでない方は、平成23年7月29日までに手続きをお願いします。
- なお、この期日以降においても、東日本大震災による災害等により申告等が困難な場合は、個別に県税事務所長に申請することにより、期限の延長措置を受けることができます。

詳しくは最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

・水	戸県税事務所	☎029-221-4800
・常陸	太田県税事務所	☎0294-80-3311
・同	高萩支所	☎0293-22-2019
・行	方県税事務所	☎0299-72-0483
・土	浦県税事務所	☎029-822-7212
・同	稲敷支所	☎029-892-6111
・筑	西県税事務所	☎0296-24-9192
・同	境支所	☎0280-87-1120



茨城県報

第 2290 号

平成23年6月9日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 茨城県県税条例第20条第1項の規定による延長後の県税の申告等の期限（税務課） 1
- 手数料の収納事務の委託（子ども家庭課） 2
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（障害福祉課） 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（3件）（障害福祉課） 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（障害福祉課） 4
- 定款変更の認可（農村計画課）（2件） 4
- 指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（会計管理課） 5
- 土地改良事業計画の変更に対する同意（2件）（農林事務所） 5
- 土地改良事業の工事の完了（13件）（農林事務所） 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課） 8
- 基本測量の終了（用地課） 9
- 公共測量の終了（用地課） 9
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課） 9
- 道路の位置の指定（建築指導課） 10
- 漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞（水産事務所） 10

（ 県 議 会 ）

- 茨城県議会情報公開条例の施行状況の概要 11

告 示

茨城県告示第668号

平成23年3月16日付け茨城県告示第280-3号（茨城県県税条例第20条第1項の規定による県税の申告等の期限の延長）に規定する別に定める日は、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人県民税、法人事業税及び個人事業税に係る申告等については、平成23年7月29日とする。

平成23年6月9日

茨城県知事 橋 本 昌